

森林環境譲与税の使途内訳

平成31年4月1日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行されたことに伴い、令和元年度より、国から市町村及び都道府県に対し、森林環境譲与税の譲与が開始されました。

森林環境譲与税は、市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に充て、その使途を公表することとされています。令和3年度一般会計における使途は次のとおりです。

(歳入) 6,865千円

事業名	事業内容	決算額
学校施設における木製机の導入	小学校に国産間伐材を使用した机等を導入 ・児童生徒用机 80台	2,357千円
児童館における木製収納棚の導入	児童館に国産間伐材を使用した本棚等を導入 ・本棚、机等 35台	4,509千円

(児童生徒用机)



(児童館本棚)



○森林環境税について

開始時期 令和6年度から

税額 1,000円/年

課税対象 個人住民税均等割課税対象者

徴収方法 個人住民税に合わせて賦課・徴収

○森林環境譲与税について

開始時期 森林環境税の賦課徴収に先行して令和元年度から譲与

譲与基準 森林環境税を財源として、私有林人工面積や林業就業者数、人口等の基準で按分

※令和6年度までは地方公共団体金融機関の国庫債権利変動準備金を財源として活用